

相続手続きが楽になる！？法定相続情報一覧図



●相続登記を促進するための制度

税制改正で、相続税申告書の添付書類に“**戸籍謄本のコピー**”と“**法定相続情報一覧図**”が加えられ、今月以降の申告で使えるようになりました。

法定相続情報一覧図は、相続登記が進まずに放置される不動産が増加し、所有者不明土地、空き家増加の原因となっている問題の打開策として、相続登記の促進のために設けられました。

同時に、被相続人名義の預金の払戻し他の手続きに利用されることも狙いとしています。

そもそも相続手続きに必要な書類とは？

相続が発生すると遺産分割協議で遺産の分け方を話しあい、まとまると遺産分割協議書を作成します。金融機関や法務局へ下記書類等と一緒に提出すれば土地や預金を相続人名義に変更することができます。

- 被相続人の戸籍謄本（生まれてから死亡まで）
- 被相続人の除籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の印鑑証明書
- 相続人全員の住民票



特に戸籍謄本の取り寄せは、複雑で時間がかかり、1通とるだけで450円～とコストもばかになりません。

改正前までは、相続税申告書は“**戸籍謄本の原本**”の添付が必要だったため、戸籍謄本は登記用と合わせて最低でも2通以上とっておく必要がありました。

法定相続情報一覧図の手続きの流れ

申出

1. 市区町村から戸籍謄本、除籍謄本等を収集
2. 法定相続情報一覧図を作成
(法務省HPにExcelフォーマットあり)
3. 必要書類を添付して登記所へ申出



申出ができるのは相続人のみ。

ただし、代理人※へ委任することも可能。
※親族、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る

約10日

確認・交付

1. 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
(保存期間5年間)
2. 法定相続情報一覧図の写しの交付
戸籍謄本等の返却

交付費用は無料！
相続手続きに必要な範囲で、何通でも発行できます。



●相続登記でも名義変更でも活用！

◆相続登記も効率アップ！

有料でとっていた何通もの謄本が、無料の一枚の証明書に代わるため、書類量も費用も大幅にカットできます。

土地の登記手続きも、以前ならA市で登記申請後戸籍謄本が戻ってくるまで待ち、次にB市へ申請という手順でしたが、法定相続情報一覧図を数枚とって同時に登記申請ができることに…。(他の添付書類は申請分必要です。)

◆銀行、証券会社での名義変更では原則OK！

昨年5月からの新しい制度のためか、HP上で“法定相続情報一覧図で相続手続きができる”と明示しているところは少ない状況です。

ただ実務上は、大手銀行、JA、ゆうちょ銀行、証券会社各社では、戸籍謄本の代わりに法定相続情報一覧図の提出で相続手続きに対応しています。

●法定相続情報一覧図のデメリット

◆戸籍からわかる情報だけを記載

被相続人が亡くなった時点で生きている法定相続人だけが記載されます。相続放棄した人も登場する代わりに、亡くなった家族がいても記載できないため却ってわかりにくくなる場合も…。

◆外国籍の人は使えない

被相続人や相続人が外国籍の場合、戸籍謄本がとれないためこの制度は使うことができません。

◆ここが難しい！

法定相続情報一覧図作成でのポイントとなるのは、戸籍謄本をもれなく取り寄せることと、その戸籍謄本から必要な情報を拾い出すこと。

相続税申告書の提出が必要なら、併せて専門家へ作成を依頼した方がいいかもしれません。

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 平成28年4月1日
(被相続人)
法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和45年6月7日
(長男)
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
(長女)
相続優子

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和○年○月○日
(妻)
法務花子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(養子)
登記進

以下余白

一覧図は、所においの番号に、管・管理;

※偽造防止措置を施した専用紙で交付されます